

指定介護予防支援事業所
指定居宅介護支援事業所
有料老人ホーム及びケアハウス、養護老人ホーム
介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

管理者各位

神戸市福祉局介護保険課介護予防担当課長

神戸市介護予防支援業務等従事者の更新手続きについて

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市の介護保険事業にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在発行しております「神戸市介護予防支援業務等従事者証（以下、従事者証）」の有効期限が2024年3月31日までとなっております。そのため、以下のとおり更新のお手続きをお願いします。

【更新手続きの流れ】

① 手続きフォームへの入力 (Forms)

貴事業所に所属し、従事者証の更新が必要な方についてとりまとめの上、以下の URL もしくは QR コードから入力 (Forms) をお願いします。



② 従事者証の受理

新たな従事者証を事業所に順次郵送します。(2024年3月以降)
受理された従事者証の内容をご確認下さい。



③ 現任者研修の受講

手続きフォームで入力された方は、必ず『介護予防ケアマネジメント従事者現任者研修』を受講して下さい。

※現任者研修は、参集ではなく、動画配信の予定です。3月中旬以降になります。
神戸ケアネット（神戸市ホームページ）にてお知らせします。



④ 現任者研修の理解度アンケートの入力

研修受講後、理解度アンケートの入力 (Forms) をお願いします。詳細は、研修時にお伝えします。
※理解度アンケートの入力がない場合、受講完了となりません。



⑤ 現在の従事者証の破棄

現在の従事者証（有効期間2024年3月31日）は、4月以降に事業所において適切な方法で破棄して下さい。

【手続きフォームへの入力 (Forms)】

URL もしくは QR コードからご入力下さい。

<https://forms.office.com/r/09xjr9Xv16>



※『送信』前に入力内容のご確認をお願いします。

※入力内容の控えが必要な方は、『送信』前に入力画面の印刷または画面保存（スクリーンショット）をお願いします。

【神戸市介護予防支援業務等従事者証の更新手続きに関する注意点】

更新入力後に、退職や異動等で更新が不要になった方

引き続き他事業所等で介護予防ケアマネジメントをご担当頂く場合は、新しい従事者証をそのまま保有して頂いて結構です。不要になった方は、下記のメールにてお知らせ下さい。

更新入力後、新たに職員の追加入力が必要になった場合

更新入力後に、新たに職員を追加して入力される場合は、手続き入力フォームの質問1番で『2回目以降の入力』を選択して下さい。追加で入力された方の従事者証は、新規入力（最初に入力されたメンバー）の方と別で郵送される可能性がありますので、ご了承下さい。

これまでに従事者証を保有したことがない方

『介護予防ケアマネジメント従事者新任者研修』を受講して頂く必要があります。令和6年3月22日に開催します。神戸ケアネットでご確認の上お申し込み下さい。

【問い合わせ】

神戸市福祉局介護保険課ケアマネジメントライン

電話：078-322-6902（直通） FAX：078-322-6047

メール：caremanagement@office.city.kobe.lg.jp

（※従事者証の更新手続きに関する内容に限ります）